

はり、きゅう・あん摩・マッサージに係る

療養費支給申請の変更について

当組合では、これまで被保険者が医師の指示により、はり、きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けた場合、自己負担分を施術所に支払い、残りの施術料は施術所が当組合に請求する「代理受領」^{※1}の取り扱いを行ってきましたが、平成31年4月以降、「受領委任制度」^{※2}の開始に伴い、従来の「代理受領」の取り扱いができなくなりました。

つきましては、下記のとおり「償還払い」^{※3}にて申請いただくようになりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 変更時期

平成31年（2019年）4月以降施術分

2. 申請方法

- （1）施術料の全額を施術所窓口で支払い、領収書等を受け取る
- （2）必要書類を揃えて、第1種組合員が「療養費支給申請書」を当組合へ提出
 - ・療養費支給申請書（はり・きゅう用、あんま・マッサージ用）
 - ※ ホームページからダウンロードしてご利用ください
 - ・領収書（原本）、施術所からの書類、医師の同意書
- （3）申請書類は暦月ごとにまとめて申請ください

※ 第1種家族、第2種組合員及び家族が施術を受けた場合、被保険者本人ではなく、第1種組合員が申請を行ってください。

3. 支給について

- （1）当組合から宮城県国民健康保険団体連合会に審査を依頼し、審査完了後支給します。
なお、審査の結果、支給できない場合もあります。
- （2）支給まで2～3ヵ月かかります。
- （3）申請書に記載の銀行口座にお振り込みします。

※1 代理受領 (平成31年3月まで)	被保険者が自己負担分を支払い、残りの保険者負担分は、施術者からの請求に基づき、当組合が施術者に支払をする。
※2 受領委任制度 (当組合不参加)	請求、支払い方法は代理受領と同様ですが、施術者に対する指導・監査を平成31年1月1日から制度化する。 ※制度に参加する施術所が限られているため、当面、当組合は取り扱いできません。
※3 償還払い (平成31年4月以降)	被保険者が一旦施術料の全額を施術所に支払い、第1種組合員が必要書類を揃えて療養費支給申請をする。当組合から自己負担分を除いた額を支給する。